

1. はじめに【検討の経緯】

・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月）において、「論点7 日本語教育のボランティアについて」では、まず地方公共団体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要であるとされたことを受け、都道府県・政令指定都市に対する書面調査や、地方公共団体、関係機関・団体等へのヒアリングを実施。

・調査結果等を踏まえ、日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や、日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについて検討。

2. 外国人の受入施策等の状況について

- ・平成2年の入管法改正以来20数年間で、外国人数は100万人から210万人へ、国内の日本語学習者も6万人から17万人に増加。「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「日本再興戦略」改訂2015においても外国人材の活用促進について盛り込まれている。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー創出のための取組として「外国人が言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」を明記。
- ・外国人が普段の生活で困っていることとして「日本語」が上位にあげられ、多くの人が日本に住んでいる外国人の日本語能力について、生活に困らない程度以上に身につけてほしいと考えているなど、日本語教育は外国人だけでなく、地域社会のニーズにも応えるものとなっている。

3. 地域における日本語教育の現状と課題

【3. 1 地域における日本語教育の全体的な状況】

- ・日本語教室の開設状況は地域により大きく異なり、域内に日本語教室を開設している市区町村は、3分の1に過ぎない。
- ・特に、外国人が500人未満や人口5万人未満の地方公共団体における日本語教室の開設率の低さが顕著。

【3. 2 地方公共団体における日本語教育の状況】

- ◆市区町村
 - ・市区町村自ら日本語教室を開設しているところはわずか1割、民間の取組を含めると約3割。
 - ・日本語教師の57%がボランティアであり、特に地方公共団体が実施する日本語教室では約90%がボランティア。
 - ・ボランティアの高齢化など、安定的に活動に参加できる人材の確保・育成が課題。
- ◆都道府県
 - ・ニーズの把握やニーズに沿った学習機会の提供が不十分。
 - ・都道府県によっては域内における日本語学習機会に格差。
 - ・人材の確保、内容の質の担保など人材養成が重要な課題。

【3. 3 国（文化庁）における日本語教育施策の状況】

- ・人材育成研修の参加地域に偏りがある。また、ノウハウに乏しい地方公共団体は『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』に申請しにくい仕組みとなっている。
- ・特に一般住民に対する日本語教育施策の周知が不十分。

6. まとめ

- ・実施体制の考え方、事例について広く周知しつつ、継続的な情報収集が重要。
- ・増加する外国人住民が地域社会で活躍する環境を整えるため、関係省庁と連携し、日本語教育も含めた国家戦略としての外国人政策の検討が必要との意見もあった。社会状況により変わる日本語学習ニーズへの適切な対応を検討することが必要。
- ・今後、都道府県等へ意見照会を行った後、関係各所からの意見を踏まえ、小委員会においてさらに検討予定。

4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について

【4. 1 市区町村】

- ・日本語教育事業を実施するに当たり、外国人のニーズ把握や地域住民の理解を得ることが重要。
- ・日本語教育が継続的に実施できるよう、指導者等の人材養成に努めることが必要。
- ・多くの地域住民がボランティアとして関わるなど、日本語教室が外国人にとって地域社会との接点となり、コミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている場合もある。
- ・様々な地域の実情に応じ、大学や日本語教育機関、近隣市区町村・都道府県との連携、住民のボランティア活動による日本語教室への支援など、日本語教育の充実方策を検討することが必要。
- ・ノウハウや人材が不足する場合は、国・都道府県の事業の活用を検討。

【4. 2 都道府県】

- ・市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努めることが必要。
- ・日本語教育が実施されていない市区町村に対する専門家の派遣、人材養成、財政支援等が望まれる。

【4. 3 国（文化庁）】

- ・人材育成の研修は開催地、開催時期、開催内容を不断に見直す必要。
- ・新たに日本語教育に取り組む市町村に対しアドバイザー派遣などの支援の枠組みを設けるべき。
- ・また、自律的に日本語教育活動を継続することを促す仕組みを検討すべき。

5. 日本語教育の実施体制のポイント

6つのポイントごとに、特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介。

- | | | |
|-----------|-----|---|
| 【つながる】 | 〔1〕 | 日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる |
| 【学習機会を作る】 | 〔2〕 | 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る |
| | 〔3〕 | 日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る |
| | 〔4〕 | 日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する |
| 【広げる】 | 〔5〕 | 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する |
| | 〔6〕 | 日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等人材を確保・配置する |